

人工透析を要する要介護高齢者が一般の要介護高齢者同様、
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入居できるよう
介護保険制度の改定を求める意見書

知的障がい者や人工透析を要する要介護高齢者が長く特別養護老人ホームに入居できていない状況を変えようと、社会福祉法人 秋田福祉協会が昨年9月、こうした方々を積極的に受け入れる特別養護老人ホーム 共生の里を開設した。

人工透析を要する方を20人受け入れるとした事前の試算で、3年間で4千万円ほど掛かり増しとなることから、10人を限度に受け入れしての開設であった。

その結果、人工透析を要する方については、週3回の通院・治療を要し、このための専用の車両及び運転者の確保、人工透析入居者の健康管理のための24時間看護体制の整備による看護師の確保等、7カ月の実績からの試算で、一般の入居者に比較し、入居者1人につき年額200万円程度の掛かり増し経費が発生することが判明した。

これは、人工透析を要する方の特別養護老人ホーム入居で掛かり増しとなるこうした経費が、介護報酬に組み込まれておらず、おのずとその部分については施設側が持ち出しとなり、施設運営の大きな負担となるとの結論に至った。

このことが、特別養護老人ホームでの人工透析を要する要介護高齢者の受け入れが全国的に進んでいない大きな要因であることは否めない。

患者数は全国で34万4,640人（2019年日本透析医学会調査）、平均年齢69.09歳、新規導入透析患者平均年齢70.42歳（同調査）と高齢化が進み、秋田県においても介護認定を受けている人工透析患者286人・25パーセント、うち要介護3以上の方が75人（秋田県腎臓病患者連絡協議会2016調査、調査対象数1,940、回答数1,156）となっている状況に鑑み、全ての要介護高齢者が等しく介護保険サービスを受けることができる社会を実現させるため、人工透析を要する要介護高齢者の特別養護老人ホーム入居サービスに要する経費を反映させた介護保険制度となるよう、速やかな介護報酬の見直しを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月16日

秋田県大仙市議会

内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
厚生労働大臣	後藤茂之	様